経営事項審査の申請をした都知事許可の建設業者の方へ

（経営事項審査の改正に伴う<u>再審査</u>の申請について）

平成２４年５月１日に経営事項審査申請の審査基準の改正が行われ、<u>平成２４年７月１日から、新しい経営事項審査制度（以下「新経審」といいます。）が施行されます。</u>これに伴い、東京都では、経営事項の再審査の申請（「申請」とは、審査が終了していることをいいます。）を受け付けます。概要は次のとおりです。

１　評価項目の改正点

①　社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入の有無について

- 現在１項目となっている「健康保険及び厚生年金保険」について、一定の手続により適用除外を受ける仕組みがあることや、保険制度ごとの加入状況の適正な把握及び評価を行う必要があることから項目を「健康保険」と「厚生年金保険」に分割し、それぞれ審査します。
- 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について未加入の場合、それぞれ４０点の減点となります。（３保険に未加入の場合、１２０点の減点）

＜現基準＞	
雇用保険未加入	△　３０
健康保険及び厚生年金未加入	△　３０
計	△　６０

⇨

＜新基準＞	
雇用保険未加入	△　４０
健康保険未加入	△　４０
厚生年金未加入	△　４０
計	△１２０

②　海外子会社の経営実績の評価

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、①海外子会社の完成工事高、②親会社及び海外子会社合算の利益額及び自己資本額　が評価対象となりました。なお、評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。

２　申請ができる建設業者の方

再審査申請時点において、既に改正前の経営事項審査制度（以下「旧経審」といいます。）による結果通知書が有効期限内にあり（※）、かつ、建設業の許可を有している建設業者で、再審査を希望する方

※　再審査を受けようとする日の１年７か月前の日以降を審査基準日（決算日）とし、既に、旧経審による経営事項審査結果通知書の交付を受けている建設業者（例：平成２４年１０月１日に再審査の申請をすることができるのは、平成２３年３月以降の決算日で結果通知書を受けている方）

<u>入札に際して新経審での申請が必要かどうかは、発注者（国、地方公共団体等）にお尋ねください。</u>
<u>なお、東京都の建設工事等競争入札参加資格については、財務局経理部契約第一課にお尋ねください。</u>
<u>また、国土交通省から各公共発注機関の長に対して、旧経審での基準に基づく審査結果と新経審での新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能である旨の通知をしております。（別紙参照）</u>

３　再審査期間及び審査日時

再審査期間は、平成２４年７月１日から同年１０月２９日までの期間となっておりますが、この期間内で、平日の月曜日及び木曜日の午後４時から受付けを行います。（午後４時４５分までには御来場ください。通常審査終了後に審査を開始する予定です。）通常審査と異なり、事前予約は不要です。

なお、審査日時に追加・変更がある場合は、確定次第、都市整備局のホームページへ掲載し、また、経営事項審査会場でお知らせします。

４　申請手数料

無料

５　申請場所

都庁第二本庁舎２０階 北側（通常の審査と同様）

６　申請書類（提出書類）及び提示書類

提出書類：①　新経審による「申請書」（正本・副本）

- 「その他の審査項目（社会性）」以外の様式の変更はありません。
- 東京都都市整備局のホームページ（**「10　その他」**を参照）からダウンロード可能です。また、(財)東京都弘済会　弘済会アシスト（都民広場地下南側　電話 03-5381-6335）で購入も可能です。

②　**「経営状況分析結果通知書」のコピー（再審査対象事業年度のもの）**

※　「確認書」の提出は不要です。

提示書類：①　旧経審による「経営事項審査申請書の副本」（原本：再審査対象事業年度のもの）及び「経営事項審査結果通知書」（原本：再審査対象事業年度のもの）

②　健康保険及び厚生年金保険加入の有無の確認に係る裏付け資料（**「７　健康保険及び厚生年金保険加入の有無の確認について」**を参照）

７　健康保険及び厚生年金保険加入の有無の確認について

「健康保険」と「厚生年金保険」の加入についてそれぞれ審査することに改正すること（**「１　評価項目の改正点」**を参照）に伴い、両保険の加入の有無を個別に評価する必要があります。つきましては、旧経審での評価項目の「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」が「無」となっていて、新経審での申請に当たって、「健康保険」と「厚生年金保険」のどちらか一方を「１．加入有」で申請する場合には、次のいずれかの書類を提示してください。（審査基準日に係るもの）

○　納入告知書兼領収書（原本）（日本年金機構、健康保険組合発行）

○　保険料納入証明書（原本）（日本年金機構、健康保険組合発行）

また、**両保険のどちらか一方を「３．適用除外」で申請する場合は、適用除外であることがわかる書類（年金事務所の押印がある適用除外承認書など）**を提示してください。

なお、年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合は、「健康保険の加入の有無」については、「３．適用除外」となります。

８　申請書の作成方法

再審査の対象は改正項目のうち、健康保険及び厚生年金保険加入の有無についてのみですが、申請書にはすべての項目を記入してください。

①　様式「経営規模等評価再審査申立書」＜作成に当たっては、４・５ページを参照＞

・　前回申請後に、所在地・電話番号・代表者等を変更した場合は、申請書に変更後の事項を記入し、併せて該当する変更届出書の提示もお願いします。また、許可内容に変動があった場合（般・特新規、業種追加、廃業など）も、変動に係る許可申請書、廃業届などの提示もお願いします。

②　様式「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」及び様式「技術職員名簿」

・　再審査の対象項目ではありませんので、原則として、旧経審の申請書に記載されているものと同様の数字等を記入してください。（ＦＡＱを参照）

③　様式「その他の審査項目（社会性）」＜作成に当たっては、６ページも参照＞

９　申請に関する注意事項

・　海外子会社の経営実績を評価対象として申請する場合は、事前に国土交通大臣の認定を受けた後に、東京都に申請してください。

・　再審査を申請する必要性が低い場合は、再審査申請をせず、できる限り、通常の申請をお願いします。

・　虚偽の申請をした場合は、監督処分（営業停止ほか）の対象となります。

・　旧経審による経営事項審査結果通知書の回収はしません。

・　審査を円滑に行うために、不足書類の有無・裏付け資料との整合性の有無等のご確認をしていただくとともに、必要書類を事前に整理し、審査が開始したら、速やかに書類等の提出及び提示をお願いします。

10　その他

・　東京都都市整備局のホームページに、改正内容や新様式の申請書類を掲載しております（検索サイトで「東京都都市整備局」と入力　局のＨＰが表示されたら、「各部別にみる」→「市街地建築」→「経営事項審査」）。

・　このお知らせのほか、ホームページの記載事項を見ていただいた上で、疑問や不明な点があった場合は、お問い合わせください。　なお、お問い合わせいただく場合は、なるべく、午前９時から午前９時３０分及び午後５時から午後５時４５分の間か、水曜日にお願いします。

問い合わせ先　東京都都市整備局市街地建築部
建設業課建設業指導係
電話　03-5321-1111（代表）
内線 30-681、30-682

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

不要な箇所を二重線で消してください。

~~経営規模等評価申請書~~
経営規模等評価再審査申立書
~~総合評定値請求書~~

平成　　年　　月　　日

~~建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
~~建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
東京都知事　殿

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

行政庁側記入欄	項番		請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	0 1	平成　年　月　日	平成　年　月　日	－　－

	項番				
申請時の許可番号	0 2	大臣知事 コード　国土交通大臣知事 許可（般特－　第　号	許可年月日 平成　年　月　日
前回の申請時の許可番号	0 3	大臣知事 コード　国土交通大臣知事 許可（般特－　第　号	許可年月日 平成　年　月　日
審査基準日	0 4	平成　年　月　日	
申請等の区分	0 5	4	
処理の区分	0 6		
資本金額又は出資総額	0 7	,　,　,　（千円）	法人又は個人の別（1. 法人 2. 個人）
商号又は名称のフリガナ	0 8		
商号又は名称	0 9		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	1 0		
代表者又は個人の氏名	1 1		
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 2		
主たる営業所の所在地	1 3		
郵便番号	1 4	－　電話番号	
許可を受けている建設業	1 5	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清	（1. 一般 2. 特定）
経営規模等評価等対象建設業	1 6		

「4」を記入してください。

◎ 旧経審申請後に変更があった場合は、変更後の事項をご記入ください。

◎ 項番「０４」（審査基準日）は、旧経審の審査基準日をご記入ください。

	項番		審査対象
自己資本額	17	(千円)	13 (1. 基準決算 / 2. 2期平均)

基準決算	(千円)
直前の審査基準日	(千円)

利益額（2期平均）	18	(千円)

利益額（利払前税引前償却前利益）
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	(千円)	営業利益	(千円)
減価償却実施額	(千円)	減価償却実施額	(千円)

技術職員数	19	(人)

登録経営状況分析機関番号	20	

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄（右上に記載）」に記載された番号を記入してください。

「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記入してください。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者に[illegible]に記載すること。

審査結果の[illegible]知番号	審査結果の通[illegible]の年月日
第　　号	平成　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成２４年７月１日施行の改正に係る事項	制度改正のため

「再審査を求める事項」及び「再審査を求める理由」を記載してください。

連絡先

所属等　　氏名　　電話番号

ファックス番号

項番４２及び４３以外（下の×箇所）は、旧経審と同様の数字を記入してください。

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

新経審による変更項目

	項番		
雇用保険加入の有無	4 1	3 ☒	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
⇨ 健康保険加入の有無	4 2	3 ☐	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
⇨ 厚生年金保険加入の有無	4 3	3 ☐	〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	3 ☒	〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	3 ☒	〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	3 ☒	〔1. 有、2. 無 〕

建設業の営業継続の状況

営業年数　4 7　3 ☒ 5 ☒☒ （年）

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成　年　月　日	年　か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無　4 8　3 ☒ 〔1. 有、2. 無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無　4 9　3 ☒ 〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無　5 0　3 ☒ 〔1. 有、2. 無 〕

指示処分の有無　5 1　3 ☒ 〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況　5 2　3 ☒ 〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕

公認会計士等の数　5 3　3 ☒,☒ 5 ☒☒☒ （人）

二級登録経理試験合格者の数　5 4　3 ☒,☒ 5 ☒☒☒ （人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）　5 5　3 ☒,☒ 5 ☒☒☒,☒☒☒,☒ 10 ☒☒☒ （千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数　5 6　3 ☒ 5 ☒☒ （台）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ＩＳＯ９００１の登録の有無　5 7　3 ☒ 〔1. 有、2. 無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無　5 8　3 ☒ 〔1. 有、2. 無 〕

ＦＡＱ（よくある質問）

１　Ｑ　旧経審の結果通知書が有効期限内（審査基準日から１年７か月以内）であれば、再審査を申請することは可能ですか。

Ａ　可能です。ただし、再審査申請書の申請日が結果通知書の有効期限内であることが前提となります。

なお、有効期限内であっても、新たな審査基準日で申請することで支障がない場合は、新事業年度での申請（通常の申請）をお願いします。

２　Ｑ　旧経審の結果通知書の有効期限内に東京都が新経審の申請書を受理していれば（東京都の印が押印されていれば）、結果通知書がなくても、有効期限内は入札に参加できますか。

Ａ　有効期限内に結果通知書の交付を受けていなければ、入札に参加することはできません。

３　Ｑ　どのような場合に再審査を申請する必要がありますか。

Ａ　発注者から、新経審での入札参加資格を求められ、入札参加の期限内に新たな審査基準日（決算日）での申請が困難な場合（旧経審の結果通知書が有効期限内であることが必要です。）は、再審査の申請が必要です。

なお、<u>入札に際し、新経審での申請が必要かどうかについては、発注者（国、地方公共団体等の契約担当）にお尋ねください。</u>

ただし、新たな審査基準日で申請することで支障がない場合は、新事業年度での申請（通常の申請）をお願いします。

＜審査基準日別再審査申請or通常審査申請の判断目安（平成24年７月１日以降申請の場合）＞

<table>
<tr><th colspan="2">審査基準日</th><th colspan="2">有効期限</th><th rowspan="2">再審査or通常審査</th><th colspan="2" rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr>
<tr><td rowspan="4">22
23</td><td>12</td><td rowspan="4">24</td><td>7</td><td rowspan="4">特に再審査を受ける必要がない場合は、次の基準日での通常審査</td><td rowspan="4">再審査の申請日が有効期限内であるかを確認</td><td rowspan="8">この基準日での通常審査は不可</td></tr>
<tr><td>1</td><td>8</td></tr>
<tr><td>2</td><td>9</td></tr>
<tr><td>3</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="9">23</td><td>4</td><td rowspan="9">24
25</td><td>11</td><td rowspan="12">有効期限内にもかかわらず、発注者が求める入札参加の期限までに通常審査を申請することができない場合は、再審査</td></tr>
<tr><td>5</td><td>12</td></tr>
<tr><td>6</td><td>1</td></tr>
<tr><td>7</td><td>2</td></tr>
<tr><td>8</td><td>3</td></tr>
<tr><td>9</td><td>4</td></tr>
<tr><td>10</td><td>5</td></tr>
<tr><td>11</td><td>6</td></tr>
<tr><td>12</td><td>7</td></tr>
<tr><td rowspan="3">24</td><td>1</td><td rowspan="3">25</td><td>8</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>9</td></tr>
<tr><td>3～</td><td>10～</td></tr>
</table>

※　審査基準日は、平成２４年６月までに申請をしていることが前提（予定を含む。有効期限内の審査基準日が複数ある場合は直近のもの）

４　Ｑ　改正項目以外の旧経審の評価に係る事項を訂正することは可能ですか。

Ａ　改正項目以外の旧経審の評点については、審査基準日時点での必要な書類の確認等を行った上で、審査が完了しており、その結果の公表をしております。したがいまして、新ためて審査をする必要がなく、訂正することはできません。

ただし、旧経審申請後に、申請業種（振り替えている場合は、振替元の業種を含みます。）を廃業した場合は、廃業届（正本）を持参してください。あわせて、様式「工事種類別完成工事高　工事種類別元請完成工事高」については、当該業種に係る数値等については、その他工事の欄に記入してください。当該業種が振替元業種となっている場合も、その分については、同様です。また、様式「技術職員名簿」については、当該業種に係る数値等は記入しないでください。その際に、技術職員数が減少する場合は、様式「経営規模等評価再審査申立書」の２枚目の項番１９（技術職員数）の数値の修正もお願いします。

５　Ｑ　健康保険と厚生年金保険の両保険の加入の有無のみを確認するのはなぜでしょうか。

Ａ　旧経審においては、健康保険と厚生年金保険を一つの項目としていたため、両方の保険の加入が確認できない場合は、「加入なし」として評価していました。今回の改正において、両保険を個別に評価することになり、旧経審の結果だけではそれぞれの保険に加入しているかいないかの状況の判断ができないため、再審査において確認するものです。

６　Ｑ　旧経審での「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の評価が「有」の場合や「適用除外」となっている場合は、確認書類は必要でしょうか。また、旧経審での「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の評価が「無」で、新経審で両保険とも「２．加入無」として申請する場合は、確認書類は必要でしょうか。

Ａ　旧経審の申請時において、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」が「有」又は「適用除外」となっている場合、健康保険と厚生年金保険が一つの項目となっていたため、それぞれの保険の加入の有無を確認した上で、どちらか一方が未加入であれば、「加入無」として評価しており、すでに両保険とも確認が済んでいますので、今回あえて確認書類を提示する必要はありません。

また、旧経審での両保険の評価が「無」で、新経審でのそれぞれの保険を「２．加入無」として申請する場合は、両保険とも未加入であると判断できるため、特に、書類の提示等は必要ありません。

別紙

平成２４年５月１日
国土建第５０号

各公共発注機関の長　あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年国土交通省令第５２号）及び建設業法第２７条の２３第３項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成２４年５月１日付け国土交通省告示第５２３号。以下「告示」という。）が制定され、経営事項審査の項目及び基準が改正されたところです。

告示による改正前の建設業法第２７条の２３第３項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「旧基準」という。）に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、旧基準に基づいて受審した経営事項審査の審査基準日と同じ日を審査基準日として、告示による改正後の建設業法第２７条の２３第３項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「新基準」という。）に基づいて改めて経営事項審査を受審したとしても、総合評定値に影響はなく、旧基準に基づく審査結果と新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能です。

告示の施行後は、新基準が適用されることとなりますが、公共工事の入札契約手続の円滑な実施に支障が生じないよう、貴職におかれましては、当該影響のない場合について、特段の御配慮をお願いいたします。